

北九州市立地適正化計画の改定について

1 概要

- 北九州市立地適正化計画(以下、「本計画」という。)は、人口減少、超高齢社会下においても、都市を持続可能なものとするため、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する方針を定めた包括的なマスタープランである。
- 平成28年の策定から、概ね5年が経過したことから施策・事業の見直しを行うとともに、令和2年6月の都市再生特別措置法改正により「防災指針」を新たに規定するもの。
- 昨年11月9日の建設建築委員会において、市民意見募集や公聴会での意見を反映し作成した本計画(改定案)を報告したが、市行政に係る重要な計画であることから、令和6年3月に策定予定の北九州市基本構想・基本計画(以下、「基本構想等」という。)の内容を追記するもの。

2 本計画に追記した内容

- 基本構想等(案)で示す「目指す都市像」などを、本計画(改定案)に追記する。

- 本計画(改定案)の反映箇所：

第4章 都市構造上の特性と課題及び目指すべき都市像(P.59～60)

4-5 北九州市基本計画・基本構想(令和6年3月策定)における「目指す都市像」

(参考)

- 北九州市基本構想・基本計画(案)の概要

- 目指す都市像：つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を体現するグローバル
挑戦都市・北九州市

- 3つの重点戦略：「稼げるまち」の実現 ～人も企業も潜在力を開花できるまち～
「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～
「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

- 重点戦略に基づく主要な政策：

- ・充実した生活利便施設や公共交通などの都市インフラなど、北九州市の強みを生かした魅力的な住環境の整備の推進
- ・市民の生命、財産などを守るため、災害に強いコンパクトシティの形成 など

3 立地適正化計画に関連する運用の見直し

- 防災指針を新たに規定することに伴い、関連する運用についても一部見直しを行う。
 - 区域区分見直しの基本方針(令和元年12月策定)
 - 市街化調整区域において定める地区計画に関する運用基準(平成21年11月策定)

4 今後のスケジュール(予定)

令和6年1月31日 都市計画審議会(答申)
3月 議会報告
3月末 本計画の改定(公告)